

令和5年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

資料4-2

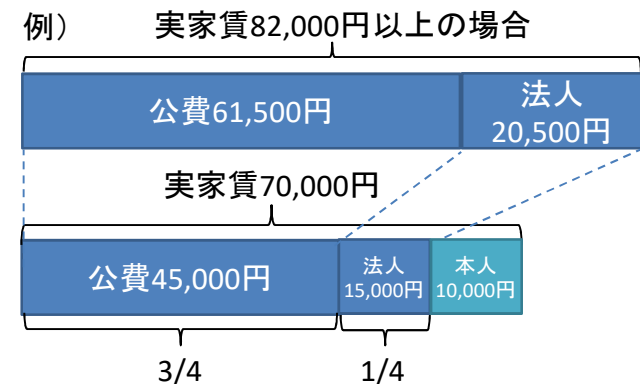
【事業の目的と概要】

■ 保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する。

■ 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部補助
1人(1戸)当たり月額 82,000円(予定)を上限額とし、3/4を公費で補助。残りの1/4を法人が負担する。

■ 法人による借り上げ物件が対象であり、法人所有の物件は対象外

■ 補助対象経費は、家賃・管理費・共益費（敷金、礼金、手数料等は対象外）



※本補助率の考え方は日割り計算においても同じ

令和5年度保育士等宿舍借り上げ支援事業について

【対象施設と対象者】

- 保育所、小規模保育事業（C型除く）、事業所内保育事業、認定こども園、認可化・小規模保育事業化予定の認可外保育施設が対象
- 管理者を除く、常勤（正規雇用）の保育士、看護師（准看護師、保健師）、教諭（小学校、幼稚園、養護教諭）※条例等により保育士に読み替えられるものに限る。子育て支援員やその他市長が認める者は対象外
- 対象者は世帯主又はそれに準ずる者（世帯総収入の50%超）であること
住宅手当等を受けていないことが条件
- 法人に採用された日から7年以内（予定）
（経過措置）
これまでに事業対象だった方で、引き続き令和5年度も事業対象となる場合の補助要件としては次のとおり

令和2年度からの継続対象者：10年以内
令和3年度からの継続対象者：9年以内
令和4年度からの継続対象者：8年以内

令和5年度保育士等宿舍借り上げ支援事業について

【実施期間と手続き】

■ 令和5年4月1日～令和6年3月31日

■ 申請に必要な書類(予定) ※変更となる可能性あり

- ・ 申請書
- ・ 補助対象者等内訳書
- ・ 不相談賃貸契約書の写し
- ・ 本人負担額確認書
- ・ 雇用契約書の写し
- ・ 資格証明書の写し
- ・ 住民票の写し(令和5年度発行のもの)
- ・ 給与明細の写し
- ・ 法人が家賃を振り込んだことを証する書類 など

■ 申請・支払は四半期ごとの実績払

実績報告書(内訳書は四半期ごとに作成)は年1回提出

令和5年度保育士等宿舎借り上げ支援事業について

年間スケジュール

実施期間: 4月1日～3月31日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設・法人	第4四半期申請 前年度	実績報告書提出 前年度		第1四半期申請※			第2四半期申請※			第3四半期申請※			第4四半期申請※	実績報告書提出
川崎市	・審査 ・補助金交付 (5月まで)			・審査 ・補助金交付 (8月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (11月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (2月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (5月まで)	

※第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月10日頃までに申請
 ※各期申請の前月に、日時・様式等を通知する予定

令和5年度保育士等宿舍借り上げ支援事業について

